

政治資金監査マニュアル改定案の全体イメージ

現行マニュアルの章	主な改定事項（案） ※○は法改正関係、●はその他
はじめに	今回のマニュアル改定の経緯に係る記載を追加
Ⅰ．政治資金監査の目的	
Ⅱ．登録政治資金監査人	
Ⅲ．国会議員関係政治団体	○国会議員関係政治団体に関する以下の法改正事項に係る記載を追加 ・国会議員関係政治団体の範囲の拡充（政策研究団体を国会議員関係政治団体とする） ・国会議員関係政治団体から寄附を受けたその他政治団体の透明性確保 （寄附の金額が1,000万円以上となった政治団体はその年及び翌年に国会議員関係政治団体とみなされる） ・預貯金による政治資金の保管 ・国会議員関係政治団体の代表者の監督責任 ・会計責任者による翌年への繰越しの金額の確認等（残高確認書・差額説明書の作成等） ・収支報告書等のオンライン提出の義務化
Ⅳ．政治資金監査指針 （1）一般監査指針	○代表者による収支報告書の確認における政治資金監査報告書の位置付けに係る記載を追加 ●登録政治資金監査人の質の向上に係る記載を追加
Ⅴ．政治資金監査指針 （2）個別監査指針	○翌年への繰越しの状況に関する監査指針に係る記載を追加
Ⅵ．政治資金監査指針 （3）会計責任者等に対する ヒアリング	○翌年への繰越しの状況に関するヒアリングに係る記載を追加
Ⅶ．政治資金監査報告書	○政治資金監査報告書記載例に翌年への繰越しの状況に係る記載を追加
Ⅷ．その他の留意事項	●政治資金監査チェックリストの活用促進に係る記載を追加